

中労委、平 5 不再14、平10. 4. 15

決 定 書

再審査申立人 株式会社アイムス

再審査被申立人 X 1

同 X 2

主 文

本件初審命令を取り消し、再審査被申立人 X 1 及び同 X 2 の救済申立てを却下する。

理 由

本件について、再審査被申立人 X 1 から平成 9 年12月15日付け及び同 X 2 から平成10年 2 月10日付けをもって、当委員会に対し、本件救済申立てを維持する意思を放棄する旨の上申書が提出された。

よって、当委員会は、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第56条第 1 項により準用される同第34条第 1 項第 7 号及び同条第 4 項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

平成10年 4 月15日

中央労働委員会

会長 山口 俊夫 ㊟